平成２２年（フ）第１１５９号
広島市中区河原町７番25―202号
債務者　新家　優花
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６１号
広島市中区白島北町18番２―406号
債務者　御喜　照子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０１号
広島市南区上東雲町19番16―202号
債務者　中楠あすか
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０７号
広島市西区山田新町２丁目16番３―203号
債務者　大久保由子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２４号
広島県廿日市市阿品４丁目39番８号
債務者　長　真二郎
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４５号
広島市西区南観音８丁目８番９号
債務者　岡部真佐雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４６号
広島市西区南観音８丁目８番９号
債務者　岡部　幸江
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６５号
広島市中区舟入南４丁目１番７―501号　リバーフロントニシヒロ
債務者　毎熊　潤子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６７号
広島市西区井口４丁目38番18―103号
債務者　谷川　勝則
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７５号
広島市西区山田新町２丁目16番２―202号
債務者　船木　立身
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７６号
広島県廿日市市地御前１丁目７番11―505号
債務者　光正智惠美（旧姓阿鷹）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９４号
広島市佐伯区杉並台19番地18
債務者　椋田　千春
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
香川県丸亀市郡家町99番地13
債務者　湊　　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１１０号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺336番地１　四天ハイツⅠ201号
債務者　髙島ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５４号
福岡県筑後市大字蔵数304番地１　シティハイツナカムラⅠ103
債務者　深野　正己
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５５号
福岡県筑後市大字蔵数304番地１　シティハイツナカムラⅠ103
債務者　深野　江利
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目２番21号　永仮アパート203号
債務者　吉永　正樹
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市堀江町９番６号　コニファー堀江201号
債務者　濵平　由紀
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係